

## 料 金 表

### (1) 保険給付の自己負担（非課税）

	個室	多床室（二人部屋含む）
要介護 1	756単位/日	836単位/日
要介護 2	828単位/日	910単位/日
要介護 3	890単位/日	974単位/日
要介護 4	946単位/日	1,030単位/日
要介護 5	1,003単位/日	1,085単位/日
夜勤職員配置加算	24単/日	
初期加算	30単/日	入所後30日間のみ
短期集中リハビリ実施加算	240単/日	
認知症短期集中リハビリ加算	240単/日	
若年性認知症受入加算	120単/日	
在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ）	34単/日	
在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅱ）	46単/日	
外泊時費用	362単/日	施設サービス費に代えて、ひと月6日限度
外泊時費用（在宅サービス利用）	800単/日	施設サービス費に代えて、ひと月6日限度
ターミナルケア加算	80単/日	死亡日以前31日以上45日以下
ターミナルケア加算	160単/日	死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算	820単/日	死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算	1,650単/日	死亡日
再入所時栄養連携加算	200単/回	転院先の病院・診療所の管理栄養士と連携して栄養ケア計画策定
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450単/回	在宅強化型・在宅強化型以外共に。入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と診療方針の決定
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480単/回	在宅強化型・在宅強化型以外共に。入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成
試行的退所指導加算	400単/回	試行的に退所する場合に、退所後の療養上の指導
退所時情報提供加算	500単/回	退所後の主治医に対して診療情報を提供
入退所前連携加算（Ⅰ）	600単/回	居宅介護支援事業者と入所前から連携し、情報提供とサービス調整
入退所前連携加算（Ⅱ）	400単/回	診療状況を示す文書を添えて情報提供し、退所後の利用に関する調整
訪問看護指示加算	300単/回	入所者一人につき1回を限度
栄養マネジメント強化加算	11単/日	管理栄養士2名配置。ミールラウンドを週3回等
経口移行加算	28単/日	全職種が経管により食事摂取している利用者に、経口移行計画を作成し、支援が行われている
経口維持加算（Ⅰ）	400単/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成
経口維持加算（Ⅱ）	100単/月	協力歯科医療機関を定めている老健が、経口維持加算（Ⅰ）を算定し食事の観察及び会議等に医師、歯科医師等が加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単/月	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単/月	
療養食加算	6単/回	1日に3回を限度。医師の指示による療養食
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	100単/回	入所時・退所時におけるかかりつけ医との連携
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240単/回	（Ⅰ）に加えて、CHASEを活用したPDCAサイクル

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100単／回	（Ⅱ）に加えて、減薬に至った場合
緊急時治療管理	518単／日	
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239単／日	肺炎・尿路感染・带状疱疹について投薬、検査、処置等行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480単／日	同上。医師が感染症の研修を受講している。
地域連携診療計画情報提供加算	300単／回	
リハビリマネジメント計画書情報加算	33単／月	医師、リハビリ職員が協同し、リハビリ計画書を利用者又は家族に説明し、継続的にリハビリの質を管理。ライフの活用
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単／月	褥瘡発生とリスクについて評価。CHASE へのデータ提出
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単／月	（Ⅰ）に加えて、褥瘡の発生のないこと
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単／月	排せつ介護の評価。CHASE へのデータ提出
排せつ支援加算（Ⅱ）	15単／月	（Ⅰ）に加えて排尿か排便の改善と共に悪化しない、又はおむつ無しに改善
排せつ支援加算（Ⅲ）	20単／月	（Ⅰ）に加えて排尿か排便の改善と共に悪化しない、且つおむつ無しに改善
排せつ支援加算（Ⅳ）	100単／月	排せつ介護に要する支援計画を作成し、支援を継続
自立支援促進加算	300単／月	医学的評価を含む4項目。CHASE へのデータ提出等
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単／月	心身の状況等の基本的情報を厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60単／月	心身、疾病の状況等の基本的情報を厚生労働省に提出
安全対策体制加算	20単／回	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単／日	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×3.9%	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×2.1%	
ベースアップ加算	所定単位数×0.8%	